

「朝霞市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」の概要

平成28年1月1日から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」）という。）」に基づき、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。

本制度は、法に規定された社会保障・税及び災害対策に関する事務でのみ、個人番号の利用又は特定個人情報の提供が認められていますが、個人番号を市の独自の事務に利用する場合、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合及び同一地方公共団体の他機関（例えば、教育委員会）との間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

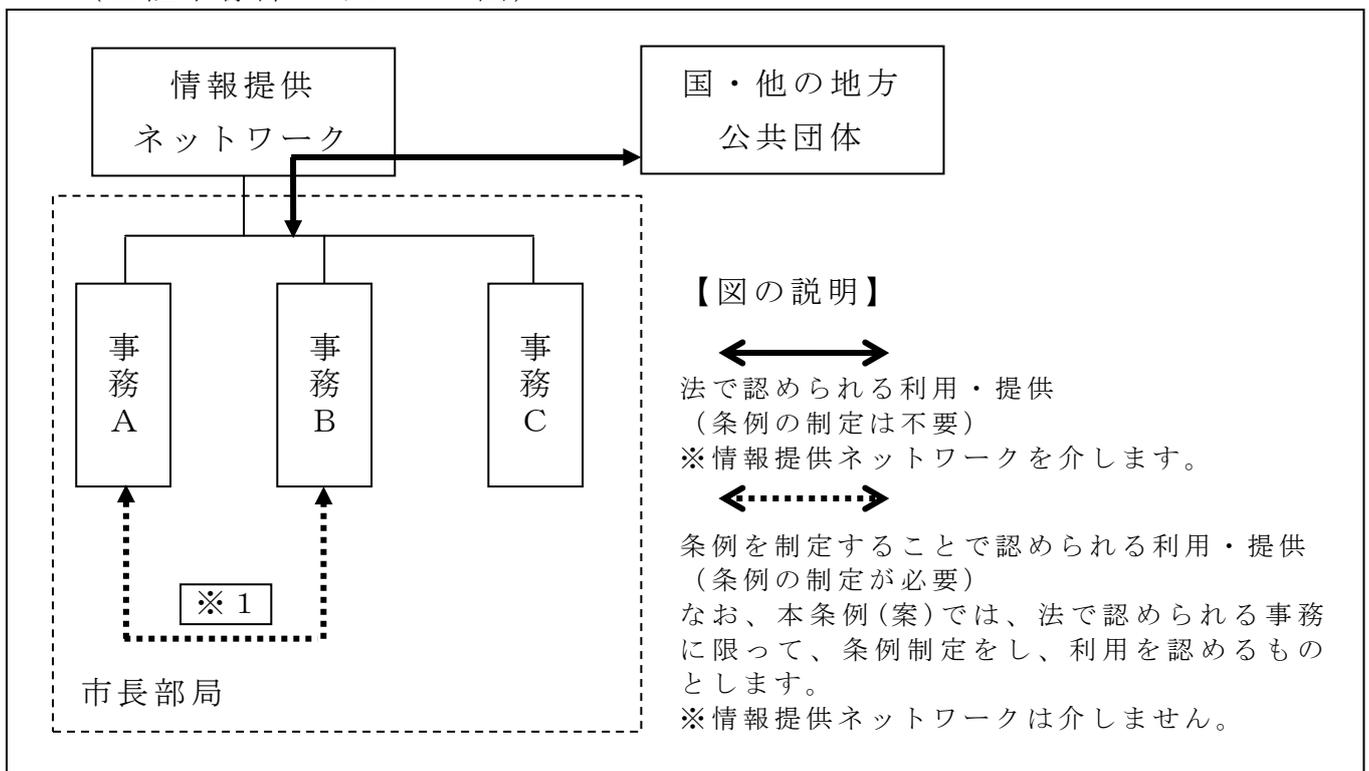
1 条例（案）の制定理由

本市では、法に規定されていない事務で個人番号を独自に利用する事務及び同一機関（市長部局内）で特定個人情報の授受を行う事務（※1）について規定しています。

市長部局と教育委員会との間で特定個人情報の授受については、現時点では必要性が認められないことから、今後、対象とするかを検討してまいります。

なお、本条例は、法第9条第2項に基づいて規定するものです。

（上記下線部のイメージ図）



2 条例（案）の概要

（1）趣旨

- ・本市では、法第9条第2項に基づいて、法に規定されていない事務で個人番号を独自に利用するための独自利用事務の規定及び庁内で番号を利用して特定個人情報の授受を行うための庁内連携に関し、必要な事項を規定します。

（2）定義

- ・本条例（案）に出てくる用語（個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステム）の説明をします。

（3）市の責務

- ・個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うときに、それらを適正に取り扱うために必要な内容を規定します。
- ・国との連携を図りながら、朝霞市の特性に応じた施策を実施するために規定します。

（4）個人番号の利用範囲

- ・法第9条第2項に基づき、独自利用事務及び庁内連携について規定します。

①独自利用事務について

- ・本市で、番号を独自に利用する事務については「朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務」を規定します。
理由としては、ひとり親家庭等に対して行う医療費の給付事務の受給者と審査内容は、法で規定されている児童扶養手当給付制度と大半が重複していることから、独自利用事務として規定したものです。今後、本市においての番号を独自に利用する事務については、市民の利便性等を考慮し、対象とするかを検討してまいります。

②庁内連携について

- ・法では、国、県又は他地方公共団体との個人番号を利用した情報提供については規定されていますが、庁内間での情報提供については市の条例で規定する必要があるために規定します。

（5）規則への委任

- ・条例の施行に関し、各事務から授受する特定個人情報の詳細については規則で規定します。

3 施行期日

平成28年1月1日から施行します。